

津山市文化振興ビジョン（案）

平成28年3月

津山市教育委員会

目次

1. ビジョンの推進にあたって	2
(1) 策定の趣旨	2
(2) ビジョンの位置づけ	3
(3) ビジョンの期間	3
(4) ビジョンで取り上げる「文化」の範囲	3
2. 本市の文化行政の現状	4
3. 本市の文化行政の課題	5
4. 本市の文化行政の基本方針	7
5. ビジョンの推進に向けて	9

1 ビジョンの策定にあたって

(1) 策定の趣旨

物質的な豊かさが達成され、価値観の多様化が進む中、生きがいやうるおいといった心の豊かさを実感する生活が求められています。このような時代において、『文化』は、私たちに楽しさや感動、安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするとともに、社会・地域経済に活力を与える力を持っています。

「文化の世紀」ともいわれる21世紀を迎え、国においては、文化芸術を振興するための法律として「文化芸術振興基本法」(注1)や「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(注2)を制定し、また、県においても、「岡山県文化振興基本条例」(注3)や「おかやま文化振興ビジョン」(注4)の策定など文化芸術の振興により、活力ある社会と心豊かな生活の実現を目指すことを明確にしています。また、国は平成32年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、文化施策の基盤を強化する方針を出しています。

本市においては、平成28年度より、新たに策定した「津山市第5次総合計画」(注5)において、「子育て環境の充実と人と文化を育むまちづくり」を開花プログラム(まちづくりの大綱)に掲げ、「芸術文化活動の充実」、「歴史文化の継承と文化財の保存・活用」に取り組みますが、人口減や少子高齢化社会の本格的な到来を迎え、文化芸術を担う人材の育成や郷土愛の醸成など、さらなる文化の振興が求められます。

このような背景の中、平成22年の第1期ビジョン策定以降に変化した社会情勢等を踏まえ、本市の文化振興の基本的な考え方や施策の方向を明確にし、文化振興施策の総合的な推進を図り、心豊かで活力ある市民生活を実現するため、「津山市文化振興ビジョン」を改訂するものです。

(注1)日本で初めて文化芸術を振興するための法律として制定。活力ある社会と心豊かな国民生活の実現を目的として、文化芸術の振興についての基本理念や国や地方公共団体の責務など文化芸術の振興に関して基本となる事項を定めている。平成13年12月施行。

(注2)劇場、音楽堂等の活性化を図るため、劇場、音楽堂等を設置・運営する者、実演芸術団体等、国、地方公共団体の役割等を定めている。平成24年6月施行。

(注3)文化の振興について、基本理念や県の責務等を明らかにするとともに文化の振興に係る基本的施策を定めている。平成18年4月施行。

(注4)国民文化祭の開催を契機として岡山県の文化のさらなる発展を図るため、岡山県文化振興基本条例に基づき策定。平成20年2月策定。

(注5)津山市のまちの将来像を掲げ、今後の進むべき方向性を示す、まちづくりの基礎となる計画。平成28年度から平成37年度までの10ヵ年計画。

(2) ビジョンの位置づけ

本ビジョンは、本市のまちづくりの基本理念及び将来像とその実現方向を定めた政策大綱である「津山市第5次総合計画」の趣旨や方向性を踏まえ、その基本計画に掲げている「芸術文化活動の充実」、「歴史文化の継承と文化財の保存・活用」を効果的に推進するための基本的な指針とします。また、国、県の長期ビジョンや津山市教育振興基本計画、その他これらに類する諸計画との整合性を図ることとします。

(3) ビジョンの期間

本ビジョンの期間は、「津山市第5次総合計画」との整合性を図るため、平成28年度から平成37年度までとします。なお、平成31年度に中間見直しを行います。

(4) ビジョンで取り上げる「文化」の範囲

文化は、人間が自然に手を加えて形成してきた物心両面の成果で、衣食住を始め技術・学問・芸術・道徳・宗教・政治など生活形成の様式と内容を含むものです。こうした広い概念である文化について、その対象範囲を明確にし、それぞれの分野に応じた取組みが必要です。

本ビジョンで取り上げる「文化」の範囲は、岡山県の文化振興施策との整合性を図るため「おかやま文化振興ビジョン」に掲げる分野と同一とします。

- ◇芸術（文学・音楽・美術・書道・写真・演劇・舞踊・工芸・デザインなど）、メディア芸術（映画・漫画・アニメーション・コンピュータなどを利用した芸術など）
- ◇生活文化（茶道・華道・囲碁・将棋・民芸・郷土料理・ファッションなど）、文字・活字文化
- ◇伝統文化（地域の歴史と風土の中で育まれてきた文化財・伝統工芸・民俗芸能・祭り・行事・方言など）

2 本市の文化行政の現状

本市の文化行政については、「しあわせ大国つやま～津山市第4次総合計画」に基づき、「芸術文化の振興」、「歴史遺産・文化財の保存、活用」を主な取組方針としています。

○創作活動の支援と発表・鑑賞機会の提供

- ・市民の創作意欲の向上と鑑賞機会の充実を図るため、西東三鬼賞、津山川柳大会、文化教室、津山市写真展などを開催しています。
- ・多くの市民が出演する津山市民総合音楽祭や、クラシックからポピュラーまで幅広い分野の音楽を取り上げる津山国際総合音楽祭の開催、(公財)津山文化振興財団専属の混声合唱団であるヴォーカルアンサンブル津山の運営補助など音楽文化の振興に努めています。

○文化芸術環境の整備

- ・津山文化センター、音楽文化ホール・ベルフォーレ津山、市立文化展示ホール、津山市加茂町文化センター、津山市勝北文化センターなどの公共ホールの指定管理により、市民の文化活動・生涯学習活動の場を提供しています。
- ・市民文化の振興を図るために設置された「津山市文化振興事業基金」により、文化普及活動などへの助成を行っています。
- ・文化芸術活動で優秀な成績を収め、全国規模の大会、文化芸術祭等に出場・出品する団体に対して「津山市文化芸術激励金」を交付しています。

○文化団体への支援

- ・津山市文化連盟、(公財)津山文化振興財団への助成を行い、文化芸術活動の活性化を図っています。

○博物館の整備

- ・津山弥生の里文化財センター、津山郷土博物館、津山洋学資料館により文化財等の資料を収集・保管・研究し、その成果を展示して広く市民に公開しています。

○歴史遺産・文化財の保存、活用

- ・貴重な歴史的文化遺産を次世代に継承するため、積極的に文化財の指定や登録を行うとともに、指定文化財の保存修理・保存管理を進め、文化財の保存・活用を図っています。
- ・文化財の調査研究を進め、記録保存や調査研究の公表に努めています。

3 本市の文化行政の課題

現在、本市の文化行政には、次のような課題があると指摘されています。

1 文化活動の主体に関するもの

(個々の課題)

- ・高齢化により文化団体をけん引する人が少ない。
- ・若い人たちからの企画や参加を積極的に促すことが必要。
- ・文化活動の研究や意義を学校・大学等と連携し、専門的に深化、拡充することが必要。

2 市民の文化活動に関するもの

(個々の課題)

- ・市内各行事が分散して行われているので、団体間の連携が必要。
- ・文化を支えていくための担い手や団体の育成・支援が必要。

3 文化芸術環境に関するもの

(個々の課題)

- ・子どもを始め誰もが、本物に触れる機会の充実と文化活動や創作活動に参加できる環境作りが必要。
- ・芸術祭など優秀な芸術を身近に感じることができる機会が少ない。
- ・優秀な美術を展示する拠点整備が求められている。
- ・老朽化した文化施設（津山郷土博物館や津山文化センターなど）の耐震診断や改修など、対応策が必要。

4 行政・市民・文化団体及び生涯学習団体の連携

(個々の課題)

- ・行政と、民間の施設や団体は、適切な役割分担と一層の連携を図る必要がある。
- ・文化を育む際には、行政も市民も団体も連携を図る必要があるが、個別に活動している現状がある。
- ・すべての文化の範囲を網羅するためには、有識者や専門家の協力が必要。

5 伝統文化の保全・継承・活用

(個々の課題)

- ・ 伝統文化は地域の歴史と風土の中で育まれてきたものであり、地域に愛着を持つ活動が必要。
- ・ それぞれの地域で継承しているもの、失われつつあるものを整理して、今の子どもたちに伝えていくことが必要。
- ・ 文化財を地域活性化に活用し、人を集める仕組みづくりが必要。

6 文化の情報発信に関するもの

(個々の課題)

- ・ ニーズに応じた柔軟な情報発信を行うことが必要。
- ・ 情報化社会に対応したホームページやソーシャルネットワークサービス（SNS）による情報発信、また観光分野とも連携した文化情報の効果的な発信が必要。

4 本市の文化行政の基本方針

○市民が文化を育むまち

文化活動の主体は市民です。本市は、市民が自己実現や生きがいをづくりのため行う自由でかつ自主的な文化活動を尊重し、これを支援するという視点から、既成の文化だけではなく、これから芽生えようとするものにも目を向け育む環境づくりと支援に努めます。

○幼少期から文化に触れるまち

私たちがふるさとに誇りを持ち、愛着を感じ、次代の文化の担い手や鑑賞者となるためには、幼少期から文化芸術や地域の歴史、有形・無形の文化財に触れる機会が必要です。

子どもや若者が、本物の文化芸術や地域の文化財に触れ、豊かな感性や創造性を育む機会の充実に努めます。

○市内組織が連携できるまち

市内には、家庭、地域、学校、職場、各種団体などあらゆるコミュニティが存在します。これらが有機的に連携することにより、それぞれが活動し継承してきた文化活動は活性化します。個々の活動を尊重しつつ、効果的な連携を図るため、それぞれが情報共有できる環境づくりを目指します。

○地域文化が継承されるまち

先人の生活の中で取り入れられ、工夫され、私たちの生活に引き継がれてきた地域の習俗や伝統行事などの文化的価値を有する有形・無形の文化を世代間で共有することで、絶え間ない継承が行われます。地域文化が各世代間で共有され、世代間での受け渡しにより文化の継承がなされる環境づくりを目指します。

○文化と観光が一体となったまち

文化の振興は、郷土を誇りに思い、まちの魅力を高める重要な要素で、観光振興の一翼を担うものであり、新しい活力を生み出す原動力となります。

このような歴史的集積を観光資源とし、文化と観光が一体となったまちづくりを目指します。

○ニーズに応じた情報発信を行うまち

提供される情報は、常に新鮮で、かつ、情報を得る人にとって有益であり、価値を認めもらう必要があります。

文化活動を行う市民や団体にとって、効果的な情報が得られるよう、また市内外へ本市の文化情報を提供できるよう、適切な情報発信を行っていきます。

○行政全体で文化を考えるまち

文化振興行政は国や県及び周辺の市町村の施策と連動して効果的に行われる必要があります。それぞれの動向を注視し、連携や協力を図りながら、本市の特性に応じた施策に取り組めます。

文化行政を総合的、効果的に進める市の推進体制の充実が求められています。文化行政の全庁的な取り組みの強化と充実を目指します。

また、文化活動を行う個人や団体が必要とする情報提供を行い、必要とするもの同士が連携できるよう相談窓口的な業務を推進していきます。

5 ビジョンの推進に向けて

前述の「本市の文化行政の現状」、「本市の文化行政の課題」、「本市の文化行政の基本方針」を踏まえ、本市の文化が今後ますます発展していくよう、次のとおり取り組みを進めます。

(1) 市民の文化活動の活性化

○市民の文化活動の充実

多くの市民が広く文化芸術や歴史文化遺産に触れ、鑑賞し、参加し、創造することができる機会や場の充実を図ります。

事業の実施にあたっては、市民のニーズや専門家の意見を活かすとともに、個人・文化団体・NPOを含む民間団体・企業・教育研究機関・行政など、各主体が各々の特色を活かした役割を持ち、連携・協働して文化振興を進めます。

さらに、個々の文化芸術活動を創造的に発展させるため、地域と人を文化でつなぐ人材育成事業の推進に努めます。

また、本市では従来から幅広いジャンルにおいて、多くの市民の音楽活動が活発であり、音楽によるまちづくりの推進を図ります。

○子どもたちの文化活動の充実

次代を担う子どもたちの豊かな創造性、感性等を育むため、学校教育や生涯学習の場において、地域や大学等との連携により、できるだけ幼いころから、多彩な優れた芸術、伝統文化や郷土の歴史・文化財に触れ、「聞く、見る、体験する、活動する」機会を充実するとともに、新たな文化創造の担い手の育成を支援します。

○若者の文化活動の活性化

若者の文化活動の活性化を図ることは、地域の文化活動に新たな活力を与えるだけでなく、高齢化が進んでいる市の文化活動全体の底上げにつながるものと期待されます。そのため、公共ホールでの若者の文化活動の発表機会の提供や様々な文化イベントへの参画など、若者の文化活動の活性化や人材育成を図ります。

○市民の文化性の向上

市民文化の向上を目指すためには、優れた芸術文化に触れることで培われていく側面があります。

企画展の開催や一流芸術家、プロの音楽家などを本市に招き、直接本物に接する機会を提供します。

(2) 文化の保存・活用・継承

○歴史的文化遺産の保存・活用・継承の充実

本市の特徴的な歴史と文化を物語る貴重な遺産を次世代に保存・継承するため、調査・研究を充実させ、文化財の指定・登録につなげていきます。

また、歴史的文化遺産の公開や整備等による活用を図るとともに歴史的文化遺産を支える人材の養成・確保、学習活動の充実に努めます。

○地域文化の保存・継承

市民が郷土に誇りや愛着をもち、個性的で魅力的なまちづくりを進めるためには地域の歴史や文化について理解を深め、次世代に継承することが必要です。

地域の中で育まれた生活文化や民俗行事、伝統芸能などの特色ある地域文化の保存・継承に努めます。

(3) 文化施設の整備と活用

○博物館等の活用と充実

津山弥生の里文化財センター、津山郷土博物館、津山洋学資料館では、資料収集、調査、研究や民間資料の活用を積極的に進め、その成果を広く公開するとともに、特別展や講座・講演会等の充実により、生涯学習機会の提供や学習活動の振興、学校教育への支援、人材の育成を行います。

また、「津山洋学」をはじめとする本市の特徴的な歴史文化を観光施策などと連携して、全国へ情報発信していきます。

さらに、博物館、美術館などの民間文化施設との連携を図っていきます。

○公共ホールの活用と充実

文化センターなどの公共ホールについては、施設の規模や機能に応じた活用や市民が利用しやすい運営を行います。また、優秀な芸術活動の鑑賞や多彩な実演芸術に触れる機会の提供など、文化芸術の拠点として充実を図ります。

○文化施設の整備

市民による施設の積極的な利用を促進し、安心して利用できる施設整備に努めるとともに、「津山市公共施設マネジメント基本方針」との整合性をとりながら、老朽化した文化施設を計画的に保全、改修を行い、施設の長寿命化を図ります。

また、市民が身近に本物の美術に触れることのできる、美術館機能を備えた拠点施設などの整備・充実を図ります。

(4) 文化情報の収集と提供・発信

○文化芸術情報のネットワーク化

個人、文化団体、NPOを含む民間団体、企業、教育研究機関、文化施設、行政、教育機関などとの連携により、文化芸術情報のネットワークを構築し、よりよい文化芸術情報の提供・発信と文化芸術事業の実施を目指します。

○多様なメディアによる情報提供・発信

広範な文化情報の提供・発信を行うため、広報紙やチラシ等の紙面の活用やホームページやソーシャルネットワークサービス（SNS）などのメディアを活用し、市内外への公開等を推進します。情報の発信に際しては、文化的価値が正しく効果的に伝えることができる工夫を行いながら、利用者の視点に立ち、求められている情報を機会を捉えて発信します。

(5) 文化振興推進体制の充実

○文化行政の推進体制の充実

総合的・効果的な文化行政の推進を図るため、国や県及び周辺の市町村、また市での観光・産業支援・学校教育・生涯学習・都市計画などの関係部局の体制・連携を強化します。

○文化団体の推進体制の充実

津山市文化連盟などの芸術文化団体の支援や団体相互の交流を促進し、文化活動の活性化を図ります。

また、公益財団法人津山文化振興財団との連携により、優れた文化芸術の鑑賞機会の提供などの、魅力ある文化芸術事業の実施や発表機会の充実を図ります。